

# U-Smile ～みんなでつなぐ子ども応援プログラム

## 助成金申請要項（2025 年度版）

### （地域協働型包括教育支援事業）

#### 【目的】

現在、日本の子どもの 9 人に 1 人が相対的貧困にあると言われています。また、ひとり親世帯では、2 人に 1 人が貧困状態です。子どもの貧困は、世代を繰り返し、子どもたちの力だけで抜け出すことは非常に困難です。また、貧困だけではなく虐待やいじめなどにより家庭や学校に居場所がない子どもたち、さらに外国にルーツを持つ子どもたちの存在も、多くのメディアで取り上げられています。

このような困難な状況に置かれた日本の子どもたちを包括的に支援し成長を育むことを目的とし、子どもたちが夢や希望を持てる社会となることを目指します。

#### 【概要】

日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）は、貧困や様々な理由で、困難な状況に置かれた日本の子どもたちを対象に、「U-Smile ～みんなでつなぐ子ども応援プログラム」（略称 U-Smile プログラム）（地域協働型包括教育支援事業）を実施しています。

- 1 本事業の対象となる子ども※1 は、相対的貧困や様々な理由により困難な状況に置かれている日本の子どもたちです。基本的な生活習慣や自己肯定感を身につけ、人や社会と関わる力や将来の自立に向けて生き抜く力※2 をつけることを目的にしています。

※1: 支援対象の子どもの年齢について：「子ども基本法」での以下の定義に則ります。

「子ども基本法では、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「子ども」としています。子どもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。」

出典：子ども基本法パンフレット（リンクはこちら→[「子ども基本法とは？」（子ども家庭庁）](#)）

※2: 子どもたちの「生き抜く力」の育成のためには、体験支援も重要であると考えます。

2024 年 6 月、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が一部改正され、その目的を書いた第一条で「この法律は、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようするため、（中略）子どもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、（中略）子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。」とされ、体験の機会についても条文に挿入されました。

- 2 本事業は、個別支援的なアプローチに止まらず、『地域協働』、かつ、『包括教育支援』で、事業を推進していきます。地域のユネスコ協会、自治体、教育機関（大学・高等学校・中学校・小学校等）、NPO（Nonprofit Organization）、企業、経済団体、住民が、地域で密接に連携し、役割分担の上、ネットワーク的かつ有機的に協働し、生活習慣、学習習慣、自己肯定感の醸成など、困難な状況にある子どもたちの自尊・自律を促す包括的な教育支援を目指してまいります。
- 3 本事業は、地域の実状を踏まえ、地域の個性に合わせて、順次活動領域を広げていきます。各地域ユネスコ協会・クラブの自主的な取り組みを土台に、日ユ協連は各地域ユネスコ協会・クラブの持続可能な（継続的で発展が見込める）取り組みを支援していきます。資金面では本助成制度で、また、他団体とのコーディネート等も含めて支援していきます。

## 【申請要項】

### 1 申請可能団体

日ユ協連の構成団体会員、及び、構成団体会員から推薦のある団体

※構成団体会員は、2024年度構成団体会費納入済みの構成団体会員に限ります。

※構成団体会員は、推薦を行う場合においても、事業活動への関与が必要です。推薦する団体に対して、事業の伴走並びに監督責任を負います。構成団体会員が、推薦する団体は、法人格を有することを条件とします。

### 2 助成金の対象分野

分野 1) 勉強会、講演会の開催……本社会課題について地域市民への情報発信、啓発活動に伴う費用

分野 2) 学習支援、居場所支援等

① 自らが当該事業を開始する為の運営費用、または、既存事業の受益者の拡大の為の運営費用（構成団体会員が連携・関与している実施団体への支援費用を含む）。

② 学習支援、居場所支援等の拠点において実施する感動体験の提供に伴う費用。拠点に通う子どもたちを参加対象とした体験支援やイベントの実施に伴う費用

分野 3) その他……………分野 1～2 に該当しないが、本事業の主旨に沿う活動費用。

または、分野 2 ①の初期費用（初年度 1 回のみ）。

### 3 助成金（1 事業年度）

各事業分野における 1 事業あたりの助成金額（助成開始から 3 年間）：下記に定める通り。

事業分野	1) 勉強会、講演会の開催	2) 学習支援、居場所支援等		3) その他
		①学習支援、居場所支援等の運営費用	②学習支援、居場所支援等の拠点における感動体験の提供	
目的	本社会課題に関する地域市民への情報発信、啓発活動（勉強会や講演会の開催）	学習支援、居場所支援による、包括教育支援の実施	社会体験やイベントを実施し、人と関わる力や自己肯定感を育む。	分野 1～2 に該当しないが、本事業の主旨に沿う活動費用。または、分野 2 ①の初期費用（初年度 1 回のみ）。
開催頻度	年 2 回まで	週 1 回以上	回数は定めない	－
対象	一般市民など	様々な理由により困難な状況に置かれている子どもたち		
使途	施設使用料、講師謝礼、印刷製本費等	運営費、人件費、賃借料等	交通費、講師謝礼、保険、引率費用等	活動費、初期費用
助成額 1 年あたり	上限 50 万円	上限 300 万円	上限 50 万円	上限 100 万円
総事業費に 対する助成率	上限 100%	上限 100%	上限 100%	上限 100%

※分野 1：会の開催のみに留まらず、地域で実施する活動につなげていく計画が必要です。また、会の開催の全部または大部分を、構成団体会員以外の他の団体が実施する活動は申請の対象になりません。

※分野 2：構成団体会員以外の他の団体と連携して実施する場合には、構成団体会員の関与（企画、運営・実施等）が必要です。関与しない場合には、申請の対象になりません。

## 4 申請にあつての留意点

### ① 助成金交付期間

助成金の交付は、原則として最大3年間。

複数年の助成を希望する場合は、助成期間終了後、事業を自らの資金で対応（自立）できるように、計画を立案してください。申請時にその旨を明記のうえ申請してください。

### ② 交付期間の特別延長（事業分野2①限定）

学習支援、居場所支援等の事業（前掲「3 助成金（1 事業年度）」における事業分野2①）に限り、助成金交付を3年間受けたのち、その後も事業を継続する場合、事業資金の自立が困難な場合は、更に、3年間、助成金の申請を認めます（毎年度、申請が必要です）。**助成金の上限は、以下の表の通りとし、総事業費における助成率で計算した上限金額、または、助成金額の上限金額の、いずれか少ない方を助成金の上限とします。**自立が原則であり、7年目以降はいかなる理由があっても助成は行いません。

（例1）総事業費が500万円の場合の4年目の助成金額は、「助成率70%（350万円）」と「助成額210万円」のうち、金額の少ない「210万円」（＝助成金額上限）を助成金の上限とします。

（例2）総事業費が100万円の場合の4年目の助成金額は、「助成率70%（70万円）」と「助成額210万円」のうち、金額の少ない「70万円」（＝助成率上限）を助成金の上限とします。

事業分野	3) 学習支援、居場所支援等			7年目以降
	4年目	5年目	6年目	
助成率（上限）	70%	50%	30%	いかなる理由があっても 助成は行いません
助成金額（上限）	210万円	150万円	90万円	

### ③ 継続申請の否認

「継続申請」において、「助成金交付規程」に定めた事項に抵触する場合や、過年度の実施状況が不芳と判断される場合には「継続申請」を認めない場合があります。

### ④ 申請事業数の上限

同一団体が行う同一事業（同一スキームとみなされるものを含む）の申請は、2事業を上限とします。但し、団体設立3年以下の団体は、運営等の安定性を重視し、1事業とします。

### ⑤ 事業の移管

本件助成制度により助成を受けた後、他団体へ事業を移管する場合、予め、日ユ協連に相談、届け出を要します。移管を受けることが可能な団体は、申請可能対象団体とします。

### ⑥ 事業の移管数の制限

移管団体と被移管団体は、移管する事業を連携・協働して遂行するため、移管団体は、日ユ協連からの当該事業に対する助成期間が終了するまで、2つ目の事業として、移管する事業と同一事業（同一スキームとみなされるものを含む）の申請はできません。

### ⑦ 申請以前の事業費の取り扱い

申請以前に実施した事業開始の為の調査費用は、助成金の対象になりません。自己資金にてご対応ください。

### ⑧ 助成対象外の資金使途

接待交際費は、助成金の対象になりません。

⑨ 会議費の取り扱い

会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するための、華美ではない少額の費用（会議費）（1人あたり1回税込み1,500円以下/月1回上限）は、助成金の申請をすることが可能です。

ただし、実施日、参加者名、議事内容等を記録した議事録と領収書を、報告書の添付資料としてご提出いただく必要があります。

⑩ 人件費の取り扱い

学習拠点、居場所拠点等の運営に関わる人件費の申請は可能ですが、多くのボランティアに参加してもらうことにより、人件費の削減に努めてください。また、特定の方に偏って多額の人件費を支払うことがないように留意してください。

⑪ 本事業の申請にあたっては、日ユ協連と協力・協働できること。具体的には以下の要件を満たすこと。

- ・ 助成金対象事業に対するモニタリング・視察の受け入れ
- ・ 日ユ協連が助成金対象事業に改善が必要と判断した場合の対応協議・実施
- ・ 日ユ協連が連携する企業・団体・関係者等の伴走支援の受け入れ

⑫ 日ユ協連の直轄事業と同種・同様の事業の取り扱い

「2）②感動体験の提供」分野は、申請者の存在する地域において、日ユ協連が自ら主催・実施する（含む予定）感動体験と同種・同様の活動の場合、申請の取り扱いを日ユ協連と協議させて頂く場合があります。

例）日ユ協連で体験旅行を実施。地域のユネスコ協会が同じく体験旅行を企画し、本件、助成金を申請。参加対象者が重複する等の場合、協議を行います。

## 5 助成事業の対象期間

2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

※この期間に実施する事業が申請の対象です。

## 6 申請書に必要な書類

- ① 助成金申請書（様式1）
- ② 助成金予算書（様式2A）（複数年申請の場合は様式2Bも提出）
- ③ 助成金振込口座指定書（様式3）

※申請書（様式1）は代表者の自署（推薦の場合は推薦団体代表者の自署も）が必要です。記入後、スキャナー等でPDFファイルにして送付して下さい。

## 7 審査の視点/選考基準

審査にあたっては、特に以下の点を考慮いたします。

- ① 課題の明確性
- ② 計画の適切性・実現性
- ③ 予算の妥当性
- ④ 事業の発展性・持続性

申請書は外部の審査員が審査します。別添資料なしで伝わるよう平明化を心掛けてください。

複数分野での申請の場合、予算書は分野別に分けて作成してください。（事業分野2については、①と②の予算書は分けてください。）

## 8 申請方法・申請期限

申請書類をデータで電子メールにてお送りください。送付先：[kyoiku@unesco.or.jp](mailto:kyoiku@unesco.or.jp)

	申請期限	助成審査会開催	助成金交付 (1回目振込)	助成金交付 (2回目振込)
第1回 募集	2025年3月末日	2025年5月	2025年5月	2025年11月
第2回 募集	2025年6月末日	2025年8月	2025年8月	2026年2月

※2024年度までは、随時募集を受け付けておりましたが、2025年度からは、年2回の募集といたします。

## 9 審査結果の通知

申請は、助成金審査会で審査のうえ、決定します。決定後、すみやかにご通知します。

助成金審査会の決定により、助成金の減額や不採択となる場合もあります。その際も、すみやかにご通知します。

## 10 助成金交付後について

### ① 事業報告について

助成期間終了後翌4月末日までに日ユ協連所定の様式による事業報告書、事業の経費に掛かる領収書（写）を日ユ協連事務局に提出してください。報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料（新聞記事等）なども添付してください。また、助成対象経費に掛かる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は助成期間終了後7年間の保管義務があります。

### ② 助成事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施してください。 ※「活動評価のためのアンケート実施について」参照

### ③ 参加者募集のチラシ、ポスター、会場看板、活動のしおり、活動報告等を作成する場合には、「公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 U-Smile プログラム助成活動」と、極力、表記してください。

## 11 助成事業内容の変更等

助成事業内容を変更する場合、または、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は、必ず日ユ協連事務局に連絡し、事業申請変更書類を事務局にご提出ください。日ユ協連事務局への連絡なく、助成事業内容を変更した場合、当該事業実施後でも助成金を返金していただきます。また、助成事業が実施できなかった場合（事業の一部が実施できなかった場合を含む）、未使用の助成金の返金が必要です。

## 12 助成金交付規程の承諾

本事業の助成は、高額かつ複数年の助成制度であることから、日ユ協連が定める「助成金交付規程」を承諾していただくことが必要です。「助成金交付規程」を熟読、承諾のうえ、申請を実施してください。

「助成金交付規程」を承諾していただけない場合は受付できません。

以上

【照会先：事務局】 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟  
教育と社会の課題支援部  
E-mail：[kyoiku@unesco.or.jp](mailto:kyoiku@unesco.or.jp)  
電話：03-5424-1121（平日9：30～17：30）